

【表紙】

- 【提出書類】** 有価証券報告書
- 【提出先】** 関東財務局長殿
- 【提出日】** 平成26年6月26日
- 【計算期間】** 第13特定期間（自 平成25年9月28日 至 平成26年3月27日）
- 【ファンド名】** アジア製造業ファンド（3ヵ月決算型）
- 【発行者名】** ベアリング投信投資顧問株式会社
- 【代表者の役職氏名】** 代表取締役 大久保 享
- 【本店の所在の場所】** 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
山王パークタワー
- 【事務連絡者氏名】** 青木 賢次
- 【連絡場所】** 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
山王パークタワー
- 【電話番号】** 03 - 3501 - 6027
- 【縦覧に供する場所】** 該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として、アジア製造業マザーファンド受益証券への投資を通じて、アジア諸国・地域（日本を除く）の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより信託財産の成長を図ることを目標として、積極的な運用を行うことを基本とします。

ファンドの信託金の限度額

5,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表（当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合 ()

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表（当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり ()
中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式(一般))) 資産複合 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング		なし

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他資産（投資信託証券（株式（一般）））	目論見書または信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものに投資する旨の記載があるものをいいます。
年4回	目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

ファンドの特色及び関連情報は以下の通りです。

- 1 主として、アジア製造業マザーファンド受益証券への投資を通じて、
アジア諸国・地域(日本を除く)の製造業に関連した銘柄に投資します。

主な投資対象業種の一例

-  半導体・半導体製造装置
-  テクノロジー・ハードウェア及び機器
-  素材
-  資本財
-  自動車・自動車部品
-  耐久消費財

主な投資対象国・地域の一例



- これらは、主な投資対象業種、および主な投資対象国・地域の一例であり、常にこれら全てに投資するわけではありません。また、これら以外にも投資する場合があります。
- 投資対象業種、および投資対象国・地域は、運用状況により変動します。

- 2 個別銘柄の選定にあたっては、
成長性から見て株価が割安な銘柄に着目します。

- 3 実質組入外貨建資産については、
原則として為替ヘッジを行いません。

- 4 年4回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
※決算日：毎年3月、6月、9月、12月の各27日
（休業日の場合は翌営業日）
※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証する
ものではありません。

- 5 マザーファンドの運用にあたっては、
ベアリング・アセット・マネジメント(アジア)・リミテッド(香港法人)に
運用指図に関する権限を委託します。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ベアリングについて

About Barings

日本における拠点：ベアリング投信投資顧問株式会社

1982年に東京に事務所を開設して以来、1996年には国内で投資信託の運用を開始するなど、長期にわたり幅広いお客様へ資産運用サービスを提供しています。

■ 250年を超える豊かな経験

ベアリング・アセット・マネジメントの歴史は、その前身である貿易商社ベアリング・ブラザーズ・アンド・カンパニーがロンドンのシティーで設立された1762年まで遡ることができます。

■ 日本との関係

日本との関係についてもその始まりは古く、1870年代に始まった日英間の貿易取引が最初の関わりになります。

※ベアリング・アセット・マネジメントは、ベアリング・アセット・マネジメント(アジア)・リミテッド(香港法人)及びベアリング投信投資顧問株式会社とベアリング・アセット・マネジメント・グループを指します。

■ 伝統と競争力

創業以来、豊富な投資経験とノウハウに裏打ちされるプロフェッショナル集団として、最高品質の投資商品と優れた金融サービスを提供し、お客様の目標を実現することに専念してきました。ベアリング・アセット・マネジメントは、世界の資産運用会社の中でも伝統があり競争力のある存在として認知されています。



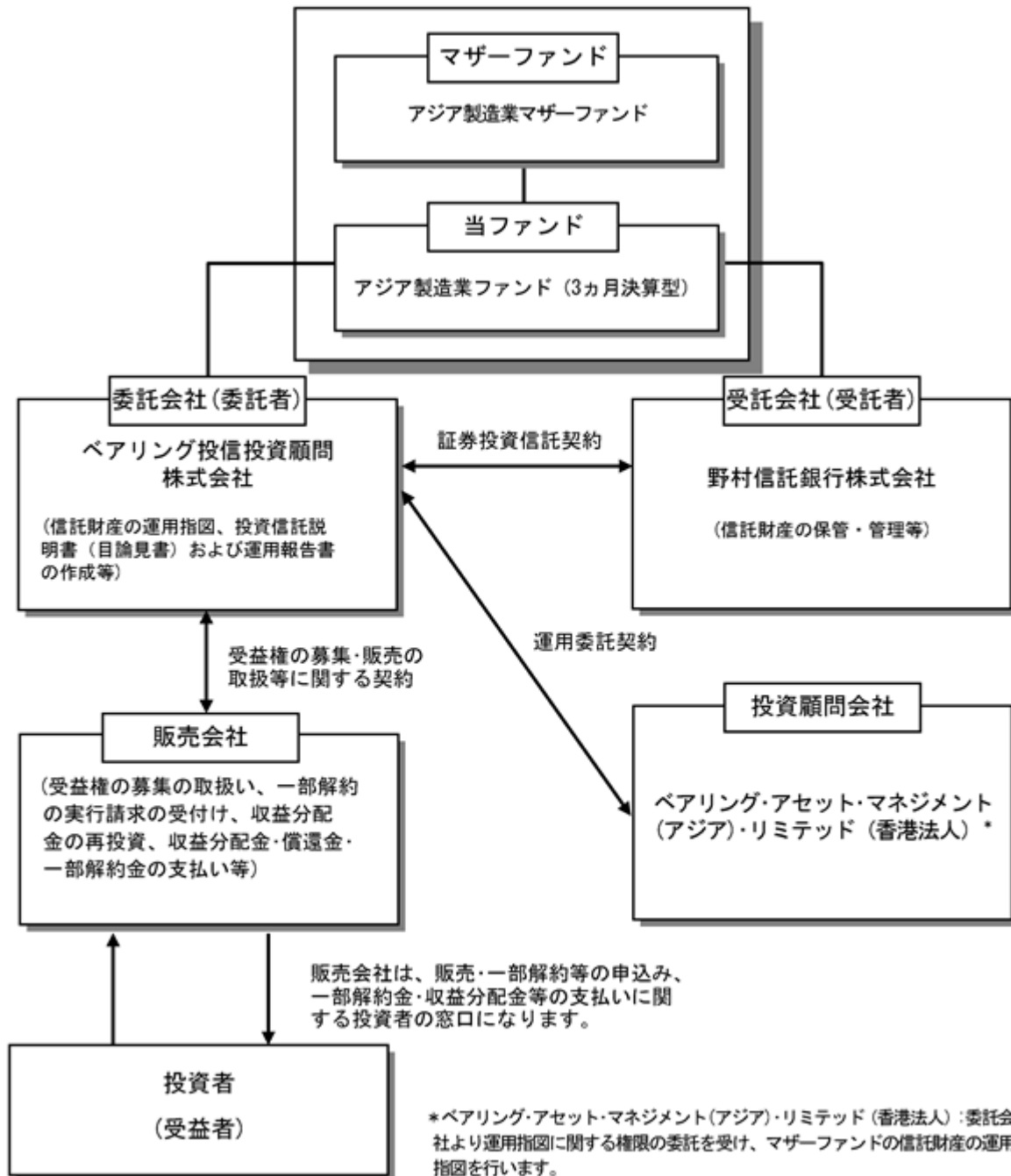
日露戦争後の1907年に、ベアリングは、ロシア政府が日本政府に対して行った約500万ポンドの戦争補償金の支払いを取りまとめました。写真は、その際に振り出された小切手です。
(ベアリング古文書資料館所蔵)

(2) 【ファンドの沿革】

平成19年9月3日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの運営の仕組み



委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

1. 受託会社と締結している契約

証券投資信託契約が締結されており、証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。

2. 販売会社と締結している契約

投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約が締結されており、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

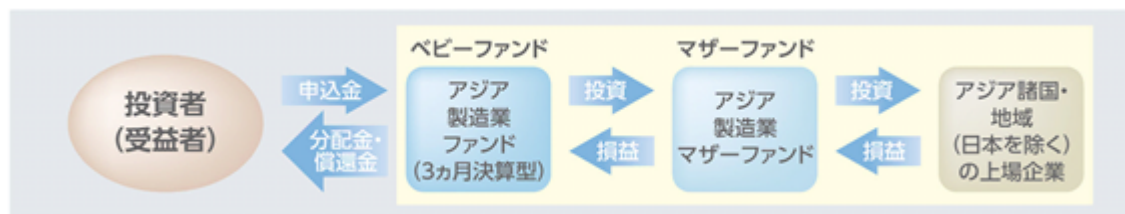
3. 投資顧問会社と締結している契約

運用指図に関する権限の一部を委託する契約が締結されており、運用指図の権限委託およびその内容、投資顧問報酬等が定められています。

<ファミリーファンド方式の仕組み>

ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、ご投資者（受益者）の皆様からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



委託会社等の概況

1. 資本金の額

平成26年4月末日現在 資本金 2億5,000万円

2. 委託会社の沿革

昭和57年1月 ベアリング・インターナショナル・インベストメント・マネジメント社東京駐在員事務所開設

昭和61年1月 日本法人ベアリング・インターナショナル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社設立

昭和62年2月 投資顧問業者として登録

昭和62年6月 投資一任契約業認可取得

平成7年1月 ベアリング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号を変更

平成7年9月 ベアリング投信株式会社に商号を変更

平成7年11月 投資信託委託業認可取得

平成11年4月 ベアリング投信投資顧問株式会社に商号を変更

平成19年9月 投資助言・代理業、投資運用業登録

平成21年6月 第二種金融商品取引業登録

3. 大株主の状況

(平成26年4月末日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
ベアリング・アセット・マネジメント(アジア)ホールディングズ・リミテッド	19th Floor, Edinburgh Tower, 15 Queen's Road Central, Hong Kong	5,000株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

基本方針

当ファンドは、アジア製造業マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、信託財産の成長を図ることを目標として、積極的な運用を行います。

運用方法

1．投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

2．投資態度

- 1) 主としてマザーファンド受益証券に投資を行い、アジア諸国・地域（日本を除く）の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより、積極的にキャピタルゲインの獲得を狙います。
- 2) また、当該マーケットへの直接投資に代えて、ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグ等の海外で上場されている投資対象地域内の企業のDR（預託証券）、カントリーファンド等に投資する事もあります。
- 3) アジア製造業マザーファンド受益証券の組入率は、高位を保つことを原則としますが、資金動向等によっては組入率を引き下げることもあります。ただし、市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。
- 4) マザーファンドの運用にあたっては、ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。
ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッド
19th Floor Edinburgh Tower, 15 Queen's Road Central, Hong Kong
- 5) 為替変動リスクに関しては、原則として外貨建資産について円に対する為替ヘッジは行いません。

（2）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24および第26条に定めるものに限りません。）
 - c. 金銭債権
 - d. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
12. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
14. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、1.の証券または証書および8.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から5.までの証券および8.の証券または証書のうち2.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、15.の証券および16.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品

委託会社は、信託金を に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下この において同じ。）により運用することを指図できます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を前記 1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

当ファンドが主として投資するマザーファンドの運用にあたっては、運用指図に関する権限を、ベアリング・アセット・マネジメント・グループの香港拠点であるベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッド（香港法人）に委託します。

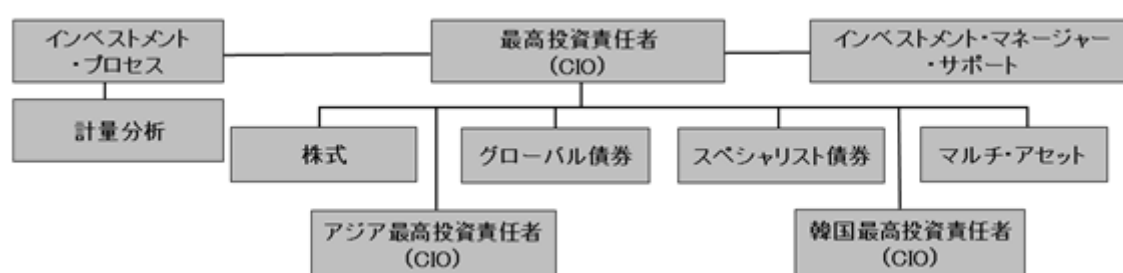
委託会社はベアリング・アセット・マネジメント・グループ全体で運用を行うグローバルな運用体制を敷いています。ベアリング・アセット・マネジメント・グループはロンドン、ボストン、香港、東京等の世界の主要拠点到資産配分、グローバル株式、欧州株式、小型株式、アジア株式、工

マーキング株式、債券・通貨等の運用プロフェッショナルを擁しており、グローバルな運用体制を敷いています。

運用のモニタリングに関しては、委託会社の業務管理部（5名程度）において、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況がチェックされ、法務・コンプライアンス部（2名程度）において、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他関連法令・諸規則等の遵守状況がチェックされます。モニタリングの結果は、取締役会の委嘱を受けて定期的に開催される運用考査委員会に報告されます。

委託会社の社内規程に関しては、倫理規範、服務規程により、顧客のために忠実に業務の遂行を果たすための基本的事項を定めているほか、信託財産を適正に運用するための各種業務マニュアルを設けております。また、委託会社が委託会社以外の者に業務を委託するときの基本的事項を定めた外部委託先選定・管理規則に従い、外部委託先に対する定期モニタリングを実施しています。

<ベアリング・アセット・マネジメント・グループの運用組織>



各運用チームのメンバーは産業ごとに分かれたグローバル・セクター・チームを結成しており、各産業の動向をグローバルに調査・分析しています。

・香港を拠点とするアジア市場の専門家によるチーム運用

ファンド・マネージャーおよびアナリストが、専門とする国や地域ごとに銘柄の調査と分析を担当します。マザーファンドに組入れる銘柄は、チームの討議と検証を経て行われます。

・ベアリング・アセット・マネジメント・グループのグローバルな運用体制

製造業に属するアジアの企業は輸出型が多く、海外市場での売上動向や競合相手の分析が不可欠です。香港およびその他拠点の調査・運用力を結集したグローバル・セクター・チームは、グローバルな視点から同業種内の企業の比較・分析を横断的に実施しています。



平成26年4月末日現在

運用体制等は平成26年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配は、原則として年４回の毎決算時（３月、６月、９月、１２月の各２７日。ただし、決算日が休業日の場合は翌営業日）に以下の方針に基づき行います。

- １．分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ２．分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等、を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。
- ３．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- １．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ３．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いを開始します。将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

< 信託約款で定める投資制限 >

投資する株式等の範囲（約款第19条第1項）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場（上場または登録予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずるものとして米国店頭市場（NASDAQ）において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

投資する公社債の範囲（約款第23条）

委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下同じ。）外国または外国法人の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとし、ただし、社債権者割当または株主割当により取得する公社債については、この限りではありません。

株式への投資制限（約款「運用の基本方針」）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限（約款「運用の基本方針」および第16条第5項）

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の株式等への投資制限（約款「運用の基本方針」および第20条）

1. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
2. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
3. 前記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該同一銘柄の株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款「運用の基本方針」および第25条第1項）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券への投資制限（約款「運用の基本方針」および第16条第4項）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産への投資制限（約款「運用の基本方針」）

外貨建資産の実質投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第27条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（約款第28条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信用取引の指図範囲（約款第21条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前項の信用取引の指図は、次の1)から6)に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1)から6)に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

2) 株式分割により取得する株券

3) 有償増資により取得する株券

4) 売り出しにより取得する株券

5) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。））により取得可能な株券

6) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記5）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第22条）

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の1)および2)の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

1) 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2) 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

2. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の1)および2)の範囲で行うことの指図をすることができます。
- 1) 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - 2) 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の1)および2)の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
- 1) 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - 2) 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額（以下本2）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

スワップ取引の運用指図（約款第24条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本のうち信託財産に属するとみなした額との総額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定

元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

6．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第26条）

1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1)および2)の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1)株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2)公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

2．前1項の1)および2)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ（約款第35条）

1．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2．前1項の資金借入額は、次の1)、2)および3)に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1)一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

2)一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

3)借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

3．前2項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

4．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 法令で定める投資制限 >

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしてします。

同一の法人の発行する株式の所得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<ご参考>

「親投資信託 アジア製造業マザーファンド」の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、アジア諸国（日本を除く）の株式への投資により信託財産の成長をはかる事を目標として、積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

アジア諸国（日本を除く）の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより、積極的にキャピタルゲインの獲得を狙います。

また、当該マーケットへの直接投資に代えて、ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグ等の海外で上場されている投資対象地域内の企業のDR（預託証券）、カントリーファンド等に投資する事もあります。

(2) 投資態度

アジア諸国（日本を除く）の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより、積極的にキャピタルゲインの獲得を狙います。

銘柄選択にあたっては、ボトムアップアプローチを基本とし、運用者が取捨選択を行い、割安でかつ成長性のある銘柄に投資します。株式の組入率は、高位を保つことを原則としますが、資金動向等によっては組入率を引き下げることもあります。ただし、市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

運用にあたっては、ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

為替変動リスクに関しては、原則として外貨建て資産について円に対する為替ヘッジは行いません。

3. 投資制限

- ・ 株式への投資割合には制限を設けません。
- ・ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において純資産総額の20%以下とします。
- ・ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・ 外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。
- ・ 投資信託証券（金融商品取引所上場の投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・ 有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲で行います。
- ・ スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じてアジア諸国・地域（日本を除く）の上場株式など価格の変動する有価証券等に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります）ので、基準価額は変動します。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。したがって、投資者の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

株式の価格変動リスク

当ファンドは株式等に投資しますので、当ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は発行企業の業績、所属国・地域および世界の政治・経済情勢、市場の需給を反映して変動します。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ないために、組入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない場合があります。このような場合には損失を被るリスクがあり、当ファンドの基準価額に影響を及ぼします。

信用リスク

当ファンドが投資する株式の発行会社が業績悪化、経営不振、倒産等に陥った場合には、その影響を受けて当ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。 為替変動リスク

外貨建資産に投資を行いますので、外国為替相場の変動の影響を受ける為替変動リスクがあります。為替レートは各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大きく変動することがあります。各国通貨の円に対する為替レートの動きに応じて、当ファンドの基準価額も変動します。

カントリー・リスク

当ファンドはアジア諸国・地域（日本を除く）の株式市場に投資を行うため以下のようなリスクが想定されます。

- ・ 当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・ 投資先がエマージング・マーケット（新興国市場）の場合、一般に先進国と比べて市場規模が小さいこと、また特有のリスク（政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの高い変動、外国への送金規制等）が想定されます。

解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約資金を手当てするために保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

ファミリーファンド方式にかかるリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金移動があり、その結果、当該マザー

ファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

その他のリスク

市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、当ファンドの投資方針に基づく運用ができない場合があります。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を中止すること、ならびにすでに受付けた取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を取り消すことがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

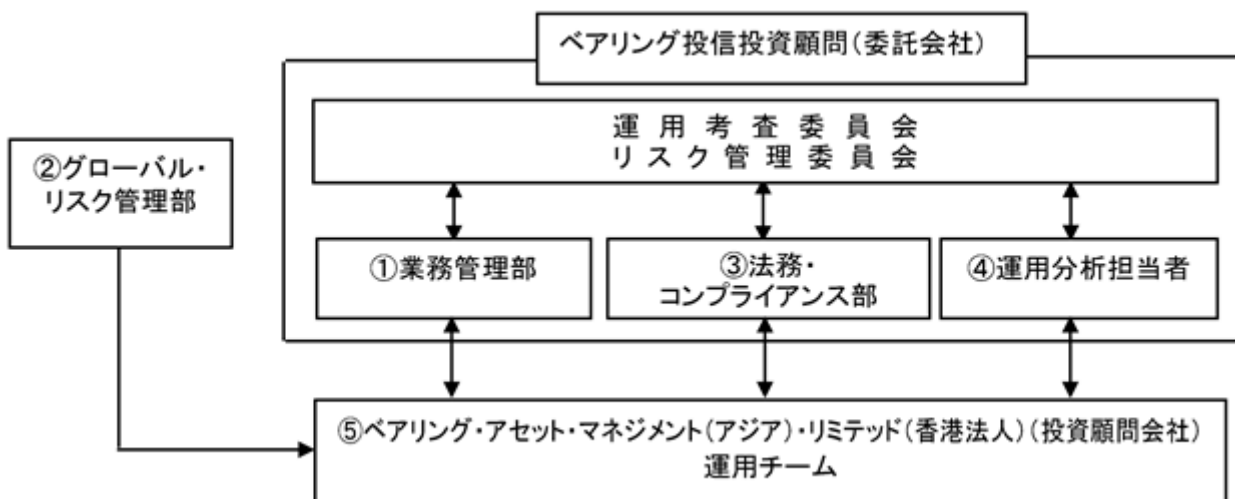
< 収益分配金に関する留意点 >

- ・ 収益分配金の支払いは、ファンドの純資産総額（信託財産）から行われますので、収益分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、収益分配金は、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等を超過して支払われる場合があります。
- ・ 投資者の取得価額（個別元本の状況）によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(3) 投資リスクの管理体制

委託会社では、組織規程に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて、運用考査にかかるすべての権限および責任が付与された運用考査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的開催されております。



業務管理部（委託会社）

業務管理部は、当ファンドの基準価額の計算を行うとともに、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングし、必要に応じて投資顧問会社に連絡すると同時に関係部署に報告します。また、運用審査委員会およびリスク管理委員会にこれらの状況を報告します。

グローバル・リスク管理部（ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人））

グローバル・リスク管理部は、ベアリング・アセット・マネジメント・グループ独自のシステムを使ったリスク管理を行います。個別銘柄からポートフォリオまで広く運用をモニタリングしております。

法務・コンプライアンス部（委託会社）

法務・コンプライアンス部は、法令等の遵守状況をモニタリングし、必要に応じて関係部署に連絡します。また、運用審査委員会およびリスク管理委員会にこれらの状況を報告します。

運用分析担当者（委託会社）

運用分析担当者は、当ファンドに関する運用実績の分析および評価を行い、運用審査委員会に報告します。

運用チーム（ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッド（香港法人）（投資顧問会社））

運用チームは上記、およびの報告、助言を受けて、必要に応じて、ポートフォリオの改善を行います。

投資リスクの管理体制は平成26年4月末日のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】**（1）【申込手数料】**

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料についてはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

「自動けいぞく投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

信託財産留保額ははありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.728%（税抜1.60%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	合計
50億円未満の部分	年率0.80% （税抜）	年率0.70% （税抜）	年率0.10% （税抜）	年率1.60% （税抜）

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	合計
50億円以上の部分	年率0.81% (税抜)	年率0.70% (税抜)	年率0.09% (税抜)	年率1.60% (税抜)

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

なお、委託会社の報酬には、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの外部委託先の投資顧問会社(ベアリング・アセット・マネジメント(アジア)・リミテッド(香港法人))への運用報酬(年率0.3925%以内)が含まれています。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

前記の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(監査費用、受益権の管理事務に関連する費用等、およびこれらの費用等に係る消費税等に相当する金額を含みます。)、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、3月27日および9月27日(当該日が休業日の場合は翌営業日)または信託終了のときに、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

上記、の手数料等(借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。)については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

「その他の手数料等」については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)～(4)の手数料等諸費用の合計額については、お申込金額およびご投資者(受益者)の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個別元本について

1. 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
4. 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となり

ます。「元本払戻金(特別分配金)」については、下記「収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。

収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「元本払戻金(特別分配金)」は、以下のようになります。

1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税(配当控除の適用なし)や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益(解約の価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。))を控除した利益)については、譲渡益として課税対象(譲渡所得等)となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時に損失(譲渡損)が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)および公募株式投資信託など。以下同じ。)の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	地方税	合計
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

（注）所得税については、平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	合計
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	-	15%

（注）所得税については、平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

上記の内容は平成26年4月末日現在のものですが、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

買取請求による換金については、販売会社にお問い合わせください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成26年4月30日現在)

資産の種類		国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	親投資信託受益証券	日本	1,099,398,946	100.16
その他の資産	現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,850,768	0.16
合計(純資産総額)		-	1,097,548,178	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。(以下同じ)

(注2) 国/地域は、発行地(法人登録国)ベースです。(以下同じ)

(参考)「アジア製造業マザーファンド」の投資状況

(平成26年4月30日現在)

資産の種類		国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	株式	韓国	2,794,175,491	31.97
		台湾	2,016,318,125	23.07
		香港	1,068,805,130	12.22
		ケイマン	694,007,895	7.94
		中国	621,791,742	7.11
		インドネシア	324,594,814	3.71
		タイ	225,319,018	2.57
		ルクセンブルク	139,772,304	1.59
		フィリピン	104,924,574	1.20
		インド	95,120,917	1.08
		バミューダ	91,298,113	1.04
	投資証券	アイルランド	283,725,396	3.24
その他の資産	現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	279,458,933	3.19
合計(純資産総額)		-	8,739,312,452	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成26年4月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	アジア製造業マザー ファンド	1,102,264,835	0.9731	1,072,620,545	0.9974	1,099,398,946	100.16

投資有価証券の種類別投資比率

(平成26年4月30日現在)

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	100.16
合計		100.16

(参考)「アジア製造業マザーファンド」の投資有価証券の主要銘柄(評価額上位30銘柄)

(平成26年4月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	半導体・半導体 製造装置	4,562	128,371.50	585,630,783	135,864.00	619,811,568	7.09
2	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体 製造装置	1,029,000	392.70	404,088,300	409.70	421,581,300	4.82
3	香港	株式	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	耐久消費財・ア パレル	879,000	275.84	242,468,194	324.13	284,914,665	3.26
4	アイル ランド	投資証券	Baring China A- Share Fund Plc	-	314,571.7	917.33	288,567,126	901.94	283,725,396	3.24
5	中国	株式	CSR CORP LTD-H	資本財	3,528,000	87.23	307,755,039	77.79	274,451,587	3.14
6	インド ネシア	株式	KALBE FARMA TBK PT	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエ ンス	19,985,000	13.03	260,574,422	13.57	271,246,412	3.10
7	香港	株式	GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	自動車・自動車 部品	548,000	514.64	282,026,556	474.95	260,276,436	2.97
8	台湾	株式	DELTA ELECTRONICS INC	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	411,000	625.60	257,121,600	632.40	259,916,400	2.97
9	韓国	株式	HYUNDAI MOTOR CO	自動車・自動車 部品	10,886	24,466.33	266,340,576	23,376.59	254,477,667	2.91
10	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体 製造装置	62,000	3,885.30	240,888,922	3,966.03	245,893,860	2.81
11	台湾	株式	CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	261,000	773.15	201,793,539	929.90	242,703,900	2.77
12	韓国	株式	LG DISPLAY CO LTD	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	82,590	2,679.51	221,301,011	2,782.21	229,783,136	2.62
13	韓国	株式	LG CHEM LTD	素材	8,734	25,637.82	223,920,777	26,173.79	228,601,969	2.61
14	韓国	株式	KOREA ZINC CO LTD	素材	6,607	33,591.43	221,938,580	34,065.89	225,073,401	2.57
15	韓国	株式	HYUNDAI STEEL CO	素材	31,550	6,915.66	218,189,183	6,743.24	212,749,537	2.43
16	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体 製造装置	121,834	1,555.50	189,512,787	1,643.89	200,282,912	2.29

17	中国	株式	SINOPEC SHANGHAI PETROCHEMICAL COMPANY L	素材	7,703,000	29.40	226,486,256	25.13	193,630,311	2.21
18	香港	株式	LENOVO GROUP LTD	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	1,540,000	110.07	169,513,344	116.82	179,904,186	2.05
19	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	601,900	294.53	177,279,383	298.52	179,679,188	2.05
20	香港	株式	CHINA MENGNIU DAIRY CO	食品・飲料・タ バコ	331,000	510.67	169,034,418	527.87	174,727,287	1.99
21	韓国	株式	LG INNOTEK CO LTD	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	15,607	10,885.69	169,893,034	11,188.79	174,623,601	1.99
22	台湾	株式	QUANTA COMPUTER INC	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	621,000	286.96	178,202,160	275.40	171,023,400	1.95
23	香港	株式	CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエン ス	1,956,000	94.03	183,938,246	86.39	168,982,556	1.93
24	中国	株式	BBMG CORPORATION- H	素材	2,124,000	79.94	169,811,387	72.36	153,709,844	1.75
25	台湾	株式	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CORP	食品・飲料・タ バコ	860,056	174.75	150,303,386	175.09	150,595,805	1.72
26	タイ	株式	SIAM CEMENT PCL- NVDR	素材	100,600	1,312.38	132,025,428	1,401.14	140,954,684	1.61
27	ケイマ ン	株式	FIH MOBILE LTD	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	2,491,000	58.87	146,653,888	56.22	140,062,702	1.60
28	ケイマ ン	株式	GOODBABY INTERNATIONAL HOLDINGS LTD.	耐久消費財・ア パレル	2,585,000	56.88	147,058,065	54.11	139,876,159	1.60
29	ルクセ ンブル ク	株式	SAMSONITE INTERNATIONAL SA	耐久消費財・ア パレル	426,000	317.19	135,125,499	328.10	139,772,304	1.59
30	ケイマ ン	株式	SEMICONDUCTOR MANUFACTURING INTERNATIONAL	半導体・半導体 製造装置	16,213,000	8.07	130,843,773	8.46	137,278,713	1.57

（参考）「アジア製造業マザーファンド」の種類別および業種別投資比率

（平成26年4月30日現在）

国内 / 外国	種類	業種	投資比率 (%)
外国	株式	半導体・半導体製造装置	21.35
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	21.00
		素材	13.21
		資本財	8.19
		自動車・自動車部品	8.03
		耐久消費財・アパレル	6.46
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.03
		食品・飲料・タバコ	3.72
		家庭用品・パーソナル用品	3.19
		消費者サービス	1.20
		エネルギー	1.08
	公益事業	1.04	
	投資証券	-	3.24
合計			96.80

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成26年4月30日現在、同日前1年以内における各月末および各特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間	純資産総額 (百万円)		1万口当たり純資産額 (円)	
第1特定期間末 (平成20年3月27日)	(分配付)	4,222	(分配付)	7,540
	(分配落)	4,222	(分配落)	7,540
第2特定期間末 (平成20年9月29日)	(分配付)	2,454	(分配付)	5,720
	(分配落)	2,454	(分配落)	5,720
第3特定期間末 (平成21年3月27日)	(分配付)	1,748	(分配付)	4,461
	(分配落)	1,748	(分配落)	4,461
第4特定期間末 (平成21年9月28日)	(分配付)	2,211	(分配付)	6,014
	(分配落)	2,211	(分配落)	6,014
第5特定期間末 (平成22年3月29日)	(分配付)	2,269	(分配付)	6,821
	(分配落)	2,269	(分配落)	6,821
第6特定期間末 (平成22年9月27日)	(分配付)	2,007	(分配付)	6,545
	(分配落)	2,007	(分配落)	6,545
第7特定期間末 (平成23年3月28日)	(分配付)	1,949	(分配付)	7,223
	(分配落)	1,949	(分配落)	7,223
第8特定期間末 (平成23年9月27日)	(分配付)	1,190	(分配付)	5,134
	(分配落)	1,176	(分配落)	5,074
第9特定期間末 (平成24年3月27日)	(分配付)	1,402	(分配付)	6,893
	(分配落)	1,389	(分配落)	6,833
第10特定期間末 (平成24年9月27日)	(分配付)	1,190	(分配付)	6,232
	(分配落)	1,178	(分配落)	6,172
第11特定期間末 (平成25年3月27日)	(分配付)	1,437	(分配付)	8,038
	(分配落)	1,426	(分配落)	7,978
第12特定期間末 (平成25年9月27日)	(分配付)	1,261	(分配付)	8,189
	(分配落)	1,252	(分配落)	8,129
第13特定期間末 (平成26年3月27日)	(分配付)	1,099	(分配付)	8,326
	(分配落)	1,091	(分配落)	8,266
平成25年4月末日		1,403		8,228
平成25年5月末日		1,424		8,613
平成25年6月末日		1,249		7,613
平成25年7月末日		1,240		7,710
平成25年8月末日		1,215		7,695
平成25年9月末日		1,236		8,018
平成25年10月末日		1,254		8,321
平成25年11月末日		1,268		8,695
平成25年12月末日		1,186		8,760
平成26年1月末日		1,123		8,191
平成26年2月末日		1,133		8,334
平成26年3月末日		1,103		8,351
平成26年4月末日		1,097		8,458

【分配の推移】

計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期（第1特定期間） （平成19年9月3日から平成20年3月27日まで）	0
第2期～第3期（第2特定期間） （平成20年3月28日から平成20年9月29日まで）	0
第4期～第5期（第3特定期間） （平成20年9月30日から平成21年3月27日まで）	0
第6期～第7期（第4特定期間） （平成21年3月28日から平成21年9月28日まで）	0
第8期～第9期（第5特定期間） （平成21年9月29日から平成22年3月29日まで）	0
第10期～第11期（第6特定期間） （平成22年3月30日から平成22年9月27日まで）	0
第12期～第13期（第7特定期間） （平成22年9月28日から平成23年3月28日まで）	0
第14期～第15期（第8特定期間） （平成23年3月29日から平成23年9月27日まで）	60
第16期～第17期（第9特定期間） （平成23年9月28日から平成24年3月27日まで）	60
第18期～第19期（第10特定期間） （平成24年3月28日から平成24年9月27日まで）	60
第20期～第21期（第11特定期間） （平成24年9月28日から平成25年3月27日まで）	60
第22期～第23期（第12特定期間） （平成25年3月28日から平成25年9月27日まで）	60
第24期～第25期（第13特定期間） （平成25年9月28日から平成26年3月27日まで）	60

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第1期（第1特定期間）	24.6
第2期～第3期（第2特定期間）	24.1
第4期～第5期（第3特定期間）	22.0
第6期～第7期（第4特定期間）	34.8
第8期～第9期（第5特定期間）	13.4
第10期～第11期（第6特定期間）	4.0
第12期～第13期（第7特定期間）	10.4
第14期～第15期（第8特定期間）	28.9
第16期～第17期（第9特定期間）	35.8
第18期～第19期（第10特定期間）	8.8
第20期～第21期（第11特定期間）	30.2
第22期～第23期（第12特定期間）	2.6
第24期～第25期（第13特定期間）	2.4

（注1）収益率は期間騰落率。

（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績及び当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

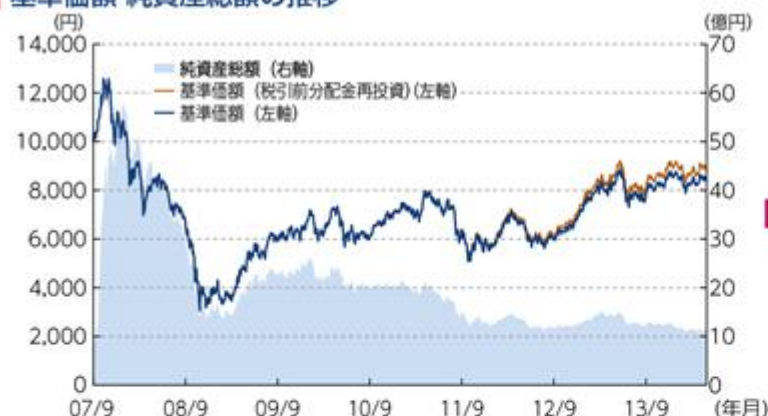
計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1期 （第1特定期間）	6,477,275,620	877,146,252	5,600,129,368
第2期～第3期 （第2特定期間）	136,017,124	1,446,132,320	4,290,014,172
第4期～第5期 （第3特定期間）	10,229,139	380,100,775	3,920,142,536
第6期～第7期 （第4特定期間）	194,397,051	437,196,621	3,677,342,966
第8期～第9期 （第5特定期間）	740,781,789	1,091,051,347	3,327,073,408
第10期～第11期 （第6特定期間）	475,841,123	735,247,253	3,067,667,278
第12期～第13期 （第7特定期間）	376,100,567	745,441,154	2,698,326,691
第14期～第15期 （第8特定期間）	145,971,909	525,746,470	2,318,552,130
第16期～第17期 （第9特定期間）	80,615,146	365,620,451	2,033,546,825
第18期～第19期 （第10特定期間）	49,009,075	172,923,932	1,909,631,968
第20期～第21期 （第11特定期間）	265,411,033	387,151,965	1,787,891,036
第22期～第23期 （第12特定期間）	60,141,640	307,614,820	1,540,417,856
第24期～第25期 （第13特定期間）	57,652,660	277,959,686	1,320,110,830

（注1）第1特定期間の設定数量（口）には、当初設定口数を含みます。

（注2）本邦外における販売又は解約の実績はありません。

<参考情報>

■ 基準価額・純資産総額の推移



上記グラフは設定日から基準日までの推移となります。

基準価額(税引前分配金再投資)の推移は税引前分配金を全額再投資したものと計算しているため、実際の受益者利回りとは異なります。なお、基準価額は信託報酬控除後です。

基準日	2014年 4月30日
設定日	2007年 9月 3日

基準価額	8,458円
純資産総額	11.0億円

■ 分配の推移(税引前、1万口当たり)

第21期	2013年 3月	30円
第22期	2013年 6月	30円
第23期	2013年 9月	30円
第24期	2013年12月	30円
第25期	2014年 3月	30円
直近1年間累計		120円
設定来累計		360円

■ 主要な資産の状況

<組入上位10銘柄>(マザーファンド)

	銘柄名	国・地域名	業種	比率(%)
1	サムスン電子	韓国	半導体・半導体製造装置	7.1
2	台湾セミコンダクター	台湾	半導体・半導体製造装置	4.8
3	創科実業	香港	耐久消費財・アパレル	3.3
4	ベアリング・チャイナA株ファンド	アイルランド	—	3.2
5	中国南車	中国	資本財	3.1
6	カルベ・ファルマ	インドネシア	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.1
7	長城汽車	香港	自動車・自動車部品	3.0
8	台達電子	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.0
9	現代自動車	韓国	自動車・自動車部品	2.9
10	SKハイニックス	韓国	半導体・半導体製造装置	2.8

※比率はマザーファンドの対純資産総額。

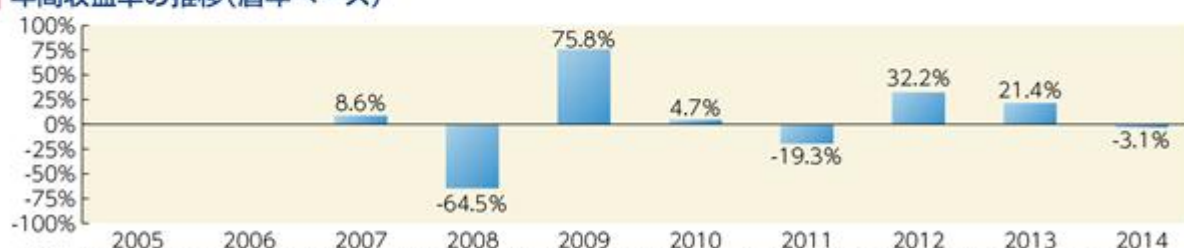
※国・地域名は発行地(法人登録国)ベース。

<業種別構成比率>(マザーファンド)

種類	業種	比率(%)
株式	1 半導体・半導体製造装置	21.4
	2 テクノロジー・ハードウェアおよび機器	21.0
	3 素材	13.2
	4 資本財	8.2
	5 自動車・自動車部品	8.0
	6 耐久消費財・アパレル	6.5
	7 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.0
	8 食品・飲料・タバコ	3.7
	9 家庭用品・パーソナル用品	3.2
	10 その他	3.3
投資証券	—	3.2
現金等	—	3.2
合計		100.0

※比率はマザーファンドの対純資産総額。

■ 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は基準価額(税引前分配金再投資)で計算。2007年は設定日(9月3日)から年末までの収益率、2014年は4月30日までの収益率を表示しています。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

※最新の運用実績は委託会社のホームページでご確認することができます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権取得のお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお申込みとさせていただきます。ただし、取得申込日が香港証券取引所の休業日と同日の場合には、お申込みの受けはいたしません。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、ます。
- (3) お申込みには、収益分配がなされた場合に収益分配金を受取る「分配金受取コース」と、収益分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2コースがあります。取扱いコースは販売会社により異なる場合があります。詳しくは、お申込みの販売会社までお問い合わせください。
なお、販売会社は下記においてもご照会いただけます。
ベアリング投信投資顧問株式会社 営業本部
電話番号：03 - 3501 - 6381
受付時間：営業日の午前9：00から午後5：00まで
ホームページ <http://www.barings.com/jp>
- (4) 申込単位は、販売会社が定める単位とします。申込単位につきましては、販売会社までお問い合わせください。
なお、販売会社は下記においてもご照会いただけます。
ベアリング投信投資顧問株式会社 営業本部
電話番号：03 - 3501 - 6381
受付時間：営業日の午前9：00から午後5：00まで
ホームページ <http://www.barings.com/jp>
- (5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に販売会社が定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した額とします。
- (6) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (7) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込み受付を中止することおよびすでに受けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。

(3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社は下記においてもご照会いただけます。

ベアリング投信投資顧問株式会社 営業本部

電話番号：03 - 3501 - 6381

受付時間：営業日の午前9：00から午後5：00まで

ホームページ <http://www.bairings.com/jp>

(4) 一部解約のお申込みは、委託会社および販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお申込みとさせていただきます。ただし、一部解約の実行の請求日が、香港証券取引所の休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受け付けはいたしません。

(5) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。当ファンドは、便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

< 主な投資対象資産の時価評価方法の原則 >

株式：計算日における取引所の最終相場（終値）

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

外貨建資産の円換算：計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

基準価額の算定と公表

1. 基準価額は、委託会社の毎営業日に計算されます。

2. 受益者は、委託会社および販売会社に基準価額を問い合わせることができます。また、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

(2)【保管】

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成19年9月3日から無期限とします。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月28日から6月27日まで、6月28日から9月27日まで、9月28日から12月27日まで、12月28日から翌年3月27日までとします。ただし、第1計算期間は、平成19年9月3日より平成20年3月27日までとします。

前項の場合において、計算期間の最終日が休業日に当たるときは、その翌営業日を当該計算期間の最終日とし、次の計算期間は、その翌日から開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託契約の解約

次の場合には信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

1. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回るようになった場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、信託期間中に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
3. 委託会社は前記1. および2. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
4. 前記3. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
5. 前記4. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記の信託契約の解約をしません。
6. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
7. 前記4. から6. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記4. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
8. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
9. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
10. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前記1.か5.の規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前記「信託契約の解約 1.~10.」に規定する信託契約の解約または前記「信託約款の変更」の規定にしたがい重大な信託約款の変更等を行う場合において、前記「信託契約の解約 4.」または前記「信託約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係会社との契約の更改等

1. 委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(「受益権の募集・販売ならびに収益分配金及び償還金の支払等に関する契約」(異なる名称で同様の権利義務を規定するものを含みません。))は、期間満了の3ヵ月前までに当事者のいずれからも契約終了の意思表示がない場合、契約期間は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。
2. 委託会社は、「運用委託契約」(別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。)に基づき、当ファンドが主として投資するアジア製造業マザーファンドの運用の指図に関する権限を投資顧問会社に委託し、投資顧問会社は同契約に定めるところにより、委託会社に投資顧問サービスを提供します。同契約の期間は12ヵ月で、期間満了時に自動更新されます。ただし、両当事者のいずれかの当事者が1ヵ月を下らない期間において書面にて解約の通知をした場合、契約を終了することができます。

受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任したときは、委託会社は新受託会社を選任します。
2. 受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、3月と9月の計算期間終了日毎および信託終了時に、当該期間中の運用経過、信託財産の内容および有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかか

る受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

上記の規定にかかわらず、「自動けいぞく投資契約」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(4) 帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、第13特定期間（第24期から第25期まで（平成25年9月28日から平成26年3月27日まで））について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月28日から6月27日、6月28日から9月27日、9月28日から12月27日、12月28日から翌年3月27日までとしておりますが、当該計算期間は6ヶ月未満であるため財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13特定期間（第24期から第25期まで（平成25年9月28日から平成26年3月27日まで））の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【アジア製造業ファンド（3ヵ月決算型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第12特定期間末 (第23期計算期間末) (平成25年9月27日現在)	第13特定期間末 (第25期計算期間末) (平成26年3月27日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,262,426,226	1,100,145,098
流動資産合計	1,262,426,226	1,100,145,098
資産合計	1,262,426,226	1,100,145,098
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,621,253	3,960,332
未払受託者報酬	331,113	295,210
未払委託者報酬	4,966,690	4,428,126
その他未払費用	300,000	300,000
流動負債合計	10,219,056	8,983,668
負債合計	10,219,056	8,983,668
純資産の部		
元本等		
元本	1,540,417,856	1,320,110,830
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	288,210,686	228,949,400
（分配準備積立金）	14,668,731	6,799,703
元本等合計	1,252,207,170	1,091,161,430
純資産合計	1,252,207,170	1,091,161,430
負債純資産合計	1,262,426,226	1,100,145,098

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12特定期間 (第22期から第23期)		第13特定期間 (第24期から第25期)	
	自 平成25年 3月28日	至 平成25年 9月27日	自 平成25年 9月28日	至 平成26年 3月27日
営業収益				
有価証券売買等損益		48,431,103		41,943,377
営業収益合計		48,431,103		41,943,377
営業費用				
受託者報酬		700,955		619,203
委託者報酬		10,514,382		9,287,987
その他費用		300,000		300,000
営業費用合計		11,515,337		10,207,190
営業利益		36,915,766		31,736,187
経常利益		36,915,766		31,736,187
当期純利益		36,915,766		31,736,187
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		12,175,988		3,024,196
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		361,470,140		288,210,686
剰余金増加額又は欠損金減少額		68,501,362		47,480,963
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		68,501,362		47,480,963
剰余金減少額又は欠損金増加額		10,443,974		8,911,636
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		10,443,974		8,911,636
分配金		9,537,712		8,020,032
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		288,210,686		228,949,400

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別	第13特定期間 (第24期から第25期) 自 平成25年9月28日 至 平成26年3月27日
有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

第12特定期間末 (第23期計算期間末) 平成25年9月27日現在		第13特定期間末 (第25期計算期間末) 平成26年3月27日現在	
1. 受益権の総数	1,540,417,856口	1. 受益権の総数	1,320,110,830口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に 関する規則」(平成12年 総理府令第133号)第55条 の6第10号に規定する額	288,210,686円	2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に 関する規則」(平成12年 総理府令第133号)第55条 の6第10号に規定する額	228,949,400円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8129円 (8,129円)	3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8266円 (8,266円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第12特定期間 （第22期から第23期） 自 平成25年 3月28日 至 平成25年 9月27日	第13特定期間 （第24期から第25期） 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日																								
<p>1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 1,335,163円</p> <p>（注）当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっておりません。</p> <p>2．分配金の計算方法 当特定期間中の分配可能額及び分配金額は以下のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">分配可能額 （円）</th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">分配金額 （円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第22期 （自 平成25年 3月28日 至 平成25年 6月27日）</td> <td style="text-align: right;">36,355,330</td> <td style="text-align: right;">4,916,459</td> </tr> <tr> <td>第23期 （自 平成25年 6月28日 至 平成25年 9月27日）</td> <td style="text-align: right;">41,138,847</td> <td style="text-align: right;">4,621,253</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">9,537,712</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>当特定期間中の分配金の計算過程は以下のとおりです。</p> <p>第22期 （自 平成25年 3月28日 至 平成25年 6月27日）</p> <p>計算期間末に、収益調整金23,086,593円（1万口当たり140.87円）及び分配準備積立金13,268,737円（1万口当たり80.96円）を分配対象収益とし、委託会社が基準価額等を勘案して、4,916,459円（1万口当たり30.00円）を分配に充てることに決定いたしました。</p> <p>第23期 （自 平成25年 6月28日 至 平成25年 9月27日）</p> <p>計算期間末に、経費控除後の配当等収益11,502,492円（1万口当たり74.67円）、収益調整金21,848,863円（1万口当たり141.83円）及び分配準備積立金7,787,492円（1万口当たり50.55円）を分配対象収益とし、委託会社が基準価額等を勘案して、4,621,253円（1万口当たり30.00円）を分配に充てることに決定いたしました。</p>		分配可能額 （円）	分配金額 （円）	第22期 （自 平成25年 3月28日 至 平成25年 6月27日）	36,355,330	4,916,459	第23期 （自 平成25年 6月28日 至 平成25年 9月27日）	41,138,847	4,621,253		9,537,712		<p>1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 1,179,433円</p> <p>（注）同左</p> <p>2．分配金の計算方法 当特定期間中の分配可能額及び分配金額は以下のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">分配可能額 （円）</th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">分配金額 （円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第24期 （自 平成25年 9月28日 至 平成25年12月27日）</td> <td style="text-align: right;">34,771,752</td> <td style="text-align: right;">4,059,700</td> </tr> <tr> <td>第25期 （自 平成25年12月28日 至 平成26年 3月27日）</td> <td style="text-align: right;">30,014,623</td> <td style="text-align: right;">3,960,332</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">8,020,032</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>当特定期間中の分配金の計算過程は以下のとおりです。</p> <p>第24期 （自 平成25年 9月28日 至 平成25年12月27日）</p> <p>計算期間末に、経費控除後の配当等収益2,683,112円（1万口当たり19.83円）、収益調整金19,290,878円（1万口当たり142.55円）及び分配準備積立金12,797,762円（1万口当たり94.57円）を分配対象収益とし、委託会社が基準価額等を勘案して、4,059,700円（1万口当たり30.00円）を分配に充てることに決定いたしました。</p> <p>第25期 （自 平成25年12月28日 至 平成26年 3月27日）</p> <p>計算期間末に、収益調整金19,254,588円（1万口当たり145.85円）及び分配準備積立金10,760,035円（1万口当たり81.50円）を分配対象収益とし、委託会社が基準価額等を勘案して、3,960,332円（1万口当たり30.00円）を分配に充てることに決定いたしました。</p>		分配可能額 （円）	分配金額 （円）	第24期 （自 平成25年 9月28日 至 平成25年12月27日）	34,771,752	4,059,700	第25期 （自 平成25年12月28日 至 平成26年 3月27日）	30,014,623	3,960,332		8,020,032	
	分配可能額 （円）	分配金額 （円）																							
第22期 （自 平成25年 3月28日 至 平成25年 6月27日）	36,355,330	4,916,459																							
第23期 （自 平成25年 6月28日 至 平成25年 9月27日）	41,138,847	4,621,253																							
	9,537,712																								
	分配可能額 （円）	分配金額 （円）																							
第24期 （自 平成25年 9月28日 至 平成25年12月27日）	34,771,752	4,059,700																							
第25期 （自 平成25年12月28日 至 平成26年 3月27日）	30,014,623	3,960,332																							
	8,020,032																								

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

第13特定期間
（第24期から第25期）
自 平成25年9月28日
至 平成26年3月27日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドは、ファミリー・ファンド方式により運用を行っております。したがって、ベビーファンドの金融商品には主要投資対象としている親投資信託受益証券が含まれ、マザーファンドの金融商品には有価証券、デリバティブ取引が含まれております。有価証券は、主として外国株式及び投資証券で構成されており、当ファンドはこれらの有価証券の運用により信用リスク、市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社では、組織規定に基づき、運用にかかる法令・諸規則及び投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて運用考査にかかるすべての権限および責任が付与された運用考査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的に開催されております。

取引先の契約不履行による信用リスクについては、委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引先の信用状況をモニタリングし、取引先とリスク枠などを限定することで管理しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている場合があります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第13特定期間 （第24期から第25期） 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2.時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第12特定期間（第22期から第23期（自 平成25年 3月28日 至 平成25年 9月27日））

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	121,366,157
合計	121,366,157

第13特定期間（第24期から第25期（自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日））

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	44,402,727
合計	44,402,727

（デリバティブ取引に関する注記）

第12特定期間末（第23期計算期間末（平成25年9月27日現在））

該当事項はありません。

第13特定期間末（第25期計算期間末（平成26年3月27日現在））

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第13特定期間（第24期から第25期（自平成25年9月28日至平成26年3月27日））

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第13特定期間（第24期から第25期（自平成25年9月28日至平成26年3月27日））

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本額の変動

項目	期別	第12特定期間末 （第23期計算期間末） 平成25年9月27日現在	第13特定期間末 （第25期計算期間末） 平成26年3月27日現在
期首元本額		1,787,891,036円	1,540,417,856円
期中追加設定元本額		60,141,640円	57,652,660円
期中一部解約元本額		307,614,820円	277,959,686円

（4）【附属明細表】

第1．有価証券明細表

1．株式

該当事項はありません。

2．株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	アジア製造業マザーファンド	1,130,557,084	1,100,145,098	-
合計	-	1,130,557,084	1,100,145,098	-

第2．信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

< 参考 >

当ファンドは、「アジア製造業マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの各特定期間末日（以下「計算期間末日」という。）及び各特定期間（以下「計算期間」という。）における同親投資信託の状況は次の通りです。また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

アジア製造業マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科目	対象年月日	平成25年 9月27日現在	平成26年 3月27日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		37,805,876	49,415,251
金銭信託		357,211	165,620
コール・ローン		201,000,000	219,000,000
株式		9,904,494,737	8,059,211,452
投資証券		303,517,649	286,429,800
派生商品評価勘定		-	137,442
未収入金		203,403,341	267,467,461
未収配当金		11,324,908	21,747,847
未収利息		165	180
流動資産合計		10,661,903,887	8,903,575,053
資産合計		10,661,903,887	8,903,575,053
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	439,951
未払金		106,812,453	157,104,493
未払解約金		23,158,479	13,380,435
流動負債合計		129,970,932	170,924,879
負債合計		129,970,932	170,924,879
純資産の部			
元本等			
元本		11,176,573,738	8,973,714,592
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		644,640,783	241,064,418
元本等合計		10,531,932,955	8,732,650,174
純資産合計		10,531,932,955	8,732,650,174
負債純資産合計		10,661,903,887	8,903,575,053

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

自 平成25年9月28日
至 平成26年3月27日

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 株式

移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。

- ・外国金融商品市場（以下「海外取引所」という）に上場されている株式

原則として海外取引所における計算期間末日に知りうる直近の最終相場で評価しております。

計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって認める評価額により評価しております。

(2) 投資証券

移動平均法に基づき、当該投資証券の基準価額に基づいて時価評価しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

外国為替予約取引

個別法に基づき原則として、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。

3. 収益及び費用の計上基準

受取配当金の計上基準

受取配当金は、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建取引等の処理基準

「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいております。

(2) 資産・負債の状況は、計算期間末日の平成26年3月27日現在であります。当親投資信託の計算期間は原則として毎年3月28日から翌年3月27日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

平成25年 9月27日現在		平成26年 3月27日現在	
1. 受益権の総数	11,176,573,738口	1. 受益権の総数	8,973,714,592口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に 関する規則」（平成12年 総理府令第133号）第55 条の6第10号に規定する 額	644,640,783円	2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に 関する規則」（平成12年 総理府令第133号）第55 条の6第10号に規定する 額	241,064,418円
3. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9423円 (9,423円)	3. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9731円 (9,731円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 平成25年9月28日
至 平成26年3月27日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。当ファンドはこれらの有価証券の運用により信用リスク、市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。

また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクを回避することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする通貨に係る為替変動の価格変動リスクを有しております。取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社では、組織規定に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて運用考査にかかるすべての権限および責任が付与された運用考査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的に関催されております。

取引先の契約不履行による信用リスクについては、委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引先の信用状況をモニタリングし、取引先とリスク枠などを限定することで管理しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている場合があります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法 株式、投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
派生商品評価勘定 デリバティブ取引については「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。
コール・ローン、未収入金等の金銭債権及び未払金等の金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成25年 3月28日 至 平成25年 9月27日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	319,306,717
投資証券	1,245,201
合計	318,061,516

(自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日)

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	485,048,686
投資証券	27,233,259
合計	457,815,427

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首（平成25年 3月28日）から計算期間末日までの期間に対応するものであります。

(デリバティブ取引に関する注記)

(平成25年9月27日現在)

該当事項はありません。

(通貨関連)

(単位：円)

平成26年3月27日現在					
区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市以 場外 取の 引取 引	為替予約取引				
	買建				
	タイバーツ	42,379,850	-	42,163,626	216,224
	売建				
	タイバーツ	85,901,062	-	85,763,620	137,442
	フィリピンペソ	84,419,642	-	84,643,369	223,727
	合計	-	-	-	302,509

(注) 時価の算定方法

為替予約取引については以下のように評価しております。

1. 計算期間末日に対顧客先物相場が発表されている外貨については、以下のように算定しております。

(1) 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により算定しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより算定しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値により算定しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

* 上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

各計算期間における元本額の変動

平成25年 9月27日現在		平成26年 3月27日現在	
期首元本額	13,697,134,387円	期首元本額	11,176,573,738円
期中追加設定元本額	433,221,043円	期中追加設定元本額	338,082,324円
期中一部解約元本額	2,953,781,692円	期中一部解約元本額	2,540,941,470円
期末元本額	11,176,573,738円	期末元本額	8,973,714,592円
元本の内訳*		元本の内訳*	
アジア製造業ファンド		アジア製造業ファンド	
	9,836,845,173円		7,843,157,508円
アジア製造業ファンド（3ヵ月決算型）		アジア製造業ファンド（3ヵ月決算型）	
	1,339,728,565円		1,130,557,084円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本であります。

(3) 附属明細表

第1. 有価証券明細表

1. 株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考	
				単価	金額		
株式	香港ドル	BBMG CORPORATION-H	1,648,500	5.89	9,709,665.00		
		SINOPEC SHANGHAI PETROCHEMICAL COMPANY L	5,953,000	2.21	13,156,130.00		
		CSR CORP LTD-H	1,820,000	6.45	11,739,000.00		
		GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	548,000	38.90	21,317,200.00		
		GOODBABY INTERNATIONAL HOLDINGS LTD.	2,585,000	4.30	11,115,500.00		
		HAIER ELECTRONICS GROUP	654,000	21.00	13,734,000.00		
		SAMSONITE INTERNATIONAL SA	300,600	23.85	7,169,310.00		
		TECHTRONIC INDUSTRIES CO	879,000	20.85	18,327,150.00		
		CHINA MENGNIU DAIRY CO	331,000	38.60	12,776,600.00		
		HENGAN INTL GROUP CO LTD	94,500	78.95	7,460,775.00		
		CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDINGS LIMITED	679,000	8.63	5,859,770.00		
		CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	1,536,000	7.18	11,028,480.00		
		FIH MOBILE LTD	2,491,000	4.45	11,084,950.00		
		LENOVO GROUP LTD	1,540,000	8.32	12,812,800.00		
		BEIJING ENTERPRISES WATER GROUP LIMITED	2,418,000	4.96	11,993,280.00		
		GCL-POLY ENERGY HOLDINGS LTD	4,484,000	2.63	11,792,920.00		
		SEMICONDUCTOR MANUFACTURING INTERNATIONAL CO	16,213,000	0.61	9,889,930.00		
		計	銘柄数:	17		200,967,460.00 (2,638,702,749)	
			組入時価比率:	30.2%		32.9%	
		株式	シンガポ ールドル	KEPPEL CORP LTD	210,300	10.67	2,243,901.00
計	銘柄数:			1	2,243,901.00 (180,589,152)		
		組入時価比率:	2.1%	2.2%			
株式	タイパー ツ	SIAM CEMENT PCL-NVDR	126,400	414.00	52,329,600.00		
		SINO-THAI ENGR & CONST-FRGN	1,408,114	16.70	23,515,503.80		

計	銘柄数:	2		75,845,103.80 (237,395,174)
	組入時価比率:	2.7%		2.9%
フィリピン ペソ	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	266,780	166.00	44,285,480.00
計	銘柄数:	1		44,285,480.00 (100,528,039)
	組入時価比率:	1.2%		1.2%
インドネシ アルピア	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	801,900	7,300.00	5,853,870,000.00
	GUDANG GARAM TBK PT	111,000	47,500.00	5,272,500,000.00
	KALBE FARMA TBK PT	19,985,000	1,465.00	29,278,025,000.00
計	銘柄数:	3		40,404,395,000.00 (363,639,555)
	組入時価比率:	4.2%		4.5%
韓国ウォン	KOREA ZINC CO LTD	4,501	335,000.00	1,507,835,000.00
	LG CHEM LTD	6,979	254,000.00	1,772,666,000.00
	OCI CO LTD	5,353	178,500.00	955,510,500.00
	HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	4,194	209,000.00	876,546,000.00
	KOREA AEROSPACE INDUSTRIES LTD	41,070	34,100.00	1,400,487,000.00
	HYUNDAI MOBIS	7,316	312,500.00	2,286,250,000.00
	HYUNDAI MOTOR CO	8,080	243,000.00	1,963,440,000.00
	AMOREPACIFIC GROUP	1,813	504,000.00	913,752,000.00
	COSMAX INC	10,543	60,000.00	632,580,000.00
	LG DISPLAY CO LTD	69,030	26,650.00	1,839,649,500.00
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	4,562	1,285,000.00	5,862,170,000.00
	SK HYNIX INC	47,920	38,400.00	1,840,128,000.00
計	銘柄数:	12		21,851,014,000.00 (2,078,031,431)
	組入時価比率:	23.8%		25.8%
新台湾ドル	NAN YA PLASTICS CORP	208,000	63.80	13,270,400.00
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	78,000	315.00	24,570,000.00
	TECO ELECTRIC & MACHINERY	595,000	33.45	19,902,750.00
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CORP	860,056	51.40	44,206,878.40
	CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	220,000	223.00	49,060,000.00
	DELTA ELECTRONICS INC	411,000	184.00	75,624,000.00
	HON HAI PRECISION INDUSTRY	419,900	86.00	36,111,400.00
	INVENTEC CORPORATION	750,000	29.90	22,425,000.00

	LARGAN PRECISION CO LTD	12,000	1,420.00	17,040,000.00
	QUANTA COMPUTER INC	621,000	84.40	52,412,400.00
	EPISTAR CORPORATION	546,000	74.50	40,677,000.00
	EVERLIGHT ELECTRONICS CO LTD	486,000	79.40	38,588,400.00
	KINSUS INTERCONNECT TECHNOLOGY CORP	230,000	113.50	26,105,000.00
	MEDIATEK INC	121,834	457.50	55,739,055.00
	MPI CORP	287,000	96.20	27,609,400.00
	RADIANT OPTO-ELECTRONICS CORP	408,000	121.50	49,572,000.00
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO LTD	1,029,000	115.50	118,849,500.00
計	銘柄数:	17		711,763,183.40 (2,370,171,400)
	組入時価比率:	27.1%		29.4%
インドル ピー	RELIANCE INDUSTRIES LTD	59,158	891.20	52,721,609.60
計	銘柄数:	1		52,721,609.60 (90,153,952)
	組入時価比率:	1.0%		1.1%
合計				8,059,211,452 (8,059,211,452)

2. 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	米ドル	Baring China A - Share Fund Plc Class X USD Acc	314,571.7	2,812,270.99	
	計	銘柄数： 組入時価比率：	1 3.3%	2,812,270.99 (286,429,800) 100.0%	
	合計			286,429,800 (286,429,800)	

(注) 1. 通貨種類毎の計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各計欄の合計額に対する比率であります。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証 券時価比率	合計金額に 対する比率
香港ドル	株式 17銘柄	30.2%	-	31.6%
シンガポールドル	株式 1銘柄	2.1%	-	2.2%
タイバーツ	株式 2銘柄	2.7%	-	2.8%
フィリピンペソ	株式 1銘柄	1.2%	-	1.2%
インドネシアルピア	株式 3銘柄	4.2%	-	4.4%
韓国ウォン	株式 12銘柄	23.8%	-	24.9%
新台湾ドル	株式 17銘柄	27.1%	-	28.4%
インドルピー	株式 1銘柄	1.0%	-	1.1%
米ドル	投資証券 1銘柄	-	3.3%	3.4%

(注) 組入有価証券の時価比率については、通貨毎の評価額計の純資産に対する比率です。

(注) 合計金額に対する比率は通貨毎に評価額計の外貨建有価証券の合計金額に対する比率です。

第2. 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2) 注記表(デリバティブ取引に関する注記)で記載しており、ここでは省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成26年4月30日現在）

資産総額	1,101,677,251円
負債総額	4,129,073円
純資産総額（ - ）	1,097,548,178円
発行済口数	1,297,642,995口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.8458円

<ご参考>「アジア製造業マザーファンド」

（平成26年4月30日現在）

資産総額	8,808,838,654円
負債総額	69,526,202円
純資産総額（ - ）	8,739,312,452円
発行済口数	8,762,230,031口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.9974円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法に規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

(5) 受益権の帰属と受益証券の不発行

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(6) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(7) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(8) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(9) 償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

(10) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

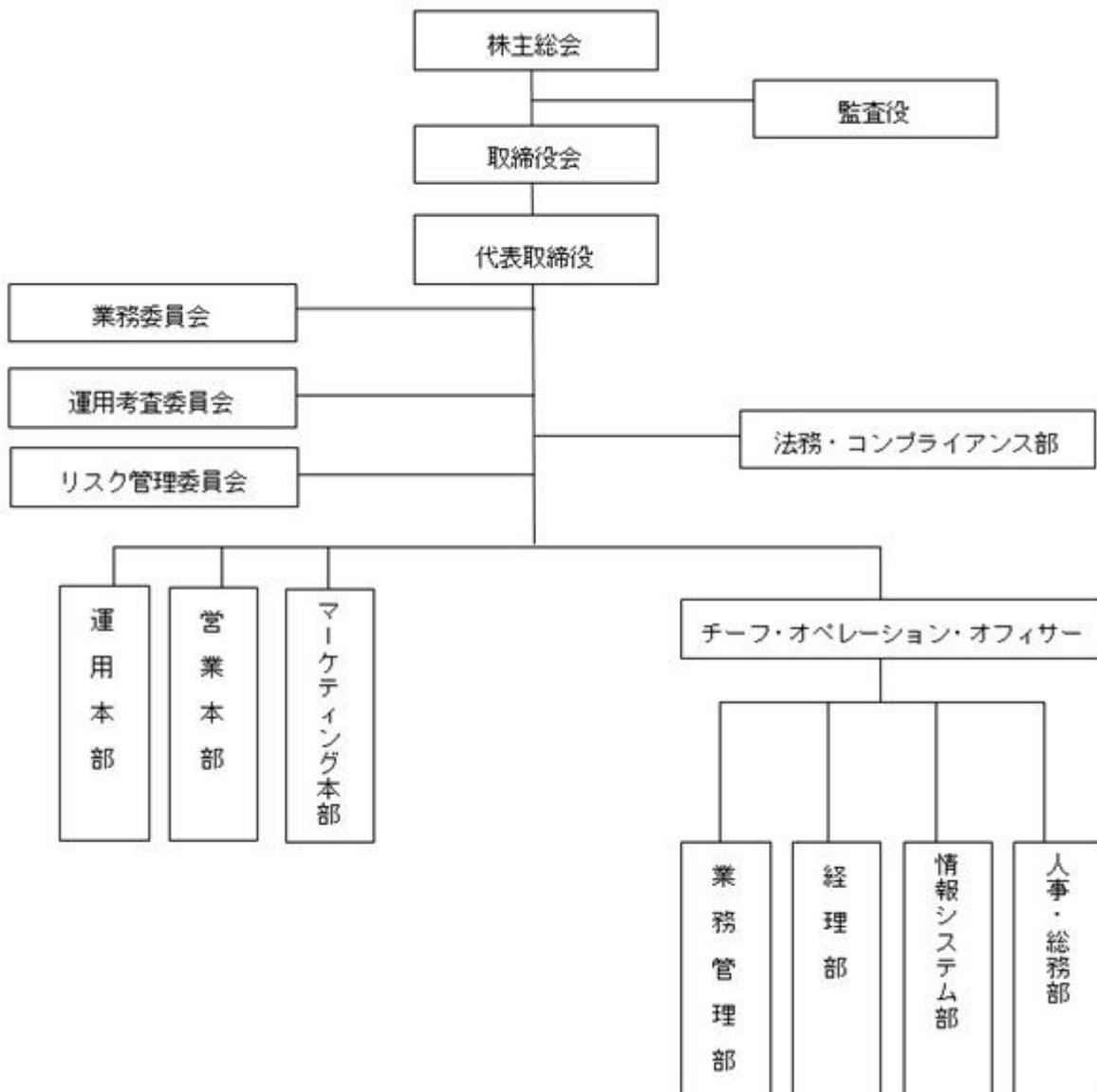
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成26年4月末日現在	資本金	2億5,000万円
	発行する株式の総数	1万2,000株
	発行済株式の総数	5,000株

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構



(平成26年4月末日現在)

経営体制

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上10名以内の取締役で構成し、監査役は2名以内とします。当社の取締役の選任は株主総会において議決権を行使することができる株主

の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任するものとし、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了のときに満了とし、補欠または増員により新たに選任された取締役の任期は、前任者または現任者の残存期間とします。監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了のときに満了し、退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとします。

取締役会の決議により、取締役の中から社長1名を選任するものとし、また必要に応じて取締役の中から会長1名ならびに副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。取締役会はその決議によって、取締役の中から代表取締役を選定することができます。

取締役会は、代表取締役がこれを招集します。代表取締役がこれを招集できないときは、取締役会が定める他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日から3日前に各取締役에게これを発するものとします。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、これを短縮し、招集手続を経ないで、これを開くことができます。

取締役会の議長は、代表取締役がこれに当たり、代表取締役に事故があるときは、取締役会が定める他の取締役がこれに当たります。

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議事ならびにその他法令に定める事項について議事録を作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または署名捺印あるいは電子署名し、当社にこれを保管するものとします。取締役会の議事の内容は欠席取締役および欠席監査役に送付します。

運用体制

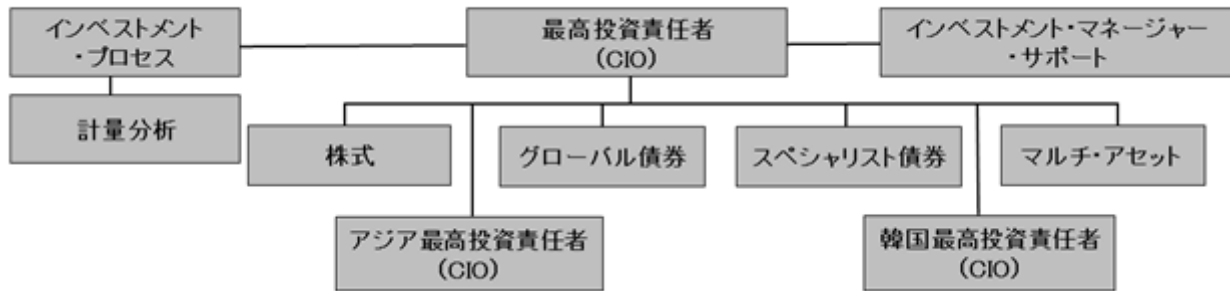
当ファンドが主として投資するマザーファンドの運用にあたっては、運用指図に関する権限を、ベアリング・アセット・マネジメント・グループの香港拠点であるベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッド（香港法人）に委託します。

委託会社はベアリング・アセット・マネジメント・グループ全体で運用を行うグローバルな運用体制を敷いています。ベアリング・アセット・マネジメント・グループはロンドン、ボストン、香港、東京等の世界の主要拠点に資産配分、グローバル株式、欧州株式、小型株式、アジア株式、エマージング株式、債券・通貨等の運用プロフェッショナルを擁しており、グローバルな運用体制を敷いています。

運用モニタリングに関しては、委託会社の業務管理部（5名程度）において、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況がチェックされ、法務・コンプライアンス部（2名程度）において、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他関連法令・諸規則等の遵守状況がチェックされます。モニタリングの結果は、取締役会の委嘱を受けて定期的に関催される運用考査委員会に報告されます。

委託会社の社内規程に関しては、倫理規範、服務規程により、顧客のために忠実に業務の遂行を果たすための基本的事項を定めているほか、信託財産を適正に運用するための各種業務マニュアルを設けております。また、委託会社が委託会社以外の者に業務を委託するときの基本的事項を定めた外部委託先選定・管理規則に従い、外部委託先に対する定期モニタリングを実施しています。

<ベアリング・アセット・マネジメント・グループの運用組織>



また、各運用チームのメンバーは産業ごとに分かれたグローバル・セクター・チームを結成しており、各産業の動向をグローバルに調査・分析しています。

・香港を拠点とするアジア市場の専門家によるチーム運用

ファンド・マネジャーおよびアナリストが、専門とする国や地域ごとに銘柄の調査と分析を担当します。マザーファンドに組入れる銘柄は、チームの討議と検証を経て行われます。

・ベアリング・アセット・マネジメント・グループのグローバルな運用体制

製造業に属するアジアの企業は輸出型が多く、海外市場での売上動向や競合相手の分析が不可欠です。香港およびその他拠点の調査・運用力を結集したグローバル・セクター・チームは、グローバルな視点から同業種内の企業の比較・分析を横断的に実施しています。



平成26年4月末日現在

運用体制等は平成26年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者である委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成26年4月30日現在、委託会社は、合計で20本（純資産総額3,265億円）のファンドの運用を行っています。なお、親投資信託はファンド数および純資産総額の合計から除いています。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	20本	326,501,665,879円
合計	20本	326,501,665,879円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成25年4月1日至平成25年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
3. 委託会社は、平成25年6月28日の株主総会の決議において、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。これに伴い当事業年度は、平成25年4月1日から平成25年12月31日までの9ヶ月間となっております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成25年12月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		419,089		462,876
前払費用		14,518		19,274
未収委託者報酬		259,738		230,469
未収運用受託報酬		85,160		123,102
未収収益	* 1	28,170	* 1	14,328
繰延税金資産		25,001		65,625
その他の流動資産		731		3,937
流動資産合計		832,410		919,614
固定資産				
有形固定資産				
器具備品	* 2	31,921	* 2	26,048
有形固定資産合計		31,921		26,048
無形固定資産				
電話加入権		1,850		1,850
ソフトウェア		23,408		29,454
無形固定資産合計		25,258		31,305
投資その他の資産				
長期差入保証金		55,704		55,704
長期前払費用		23		16
預託金		1,500		1,500
繰延税金資産		45,193		51,709
その他		-		1,000
投資その他の資産合計		102,421		109,930
固定資産合計		159,601		167,283
資産合計		992,011		1,086,898

（単位：千円）

	前事業年度 （平成25年3月31日）	当事業年度 （平成25年12月31日）
負債の部		
流動負債		
預り金	7,152	4,185
未払手数料	* 1 159,938	* 1 167,082
未払委託調査費	* 1 22,326	* 1 16,621
その他未払金	50,600	40,326
リース債務	1,384	1,384
未払費用	15,704	25,830
賞与引当金	26,765	128,531
未払法人税等	104,390	91,939
未払消費税等	26,257	18,096
流動負債合計	414,520	493,997
固定負債		
リース債務	4,154	3,115
退職給付引当金	125,629	144,404
役員退職慰労引当金	9,437	10,877
固定負債合計	139,221	158,397
負債合計	553,742	652,395
純資産の部		
株主資本		
資本金	250,000	250,000
利益剰余金		
利益準備金	3,587	18,587
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	184,681	165,914
利益剰余金合計	188,269	184,502
株主資本合計	438,269	434,502
純資産合計	438,269	434,502
負債・純資産合計	992,011	1,086,898

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	
営業収益				
委託者報酬		2,225,232		1,880,310
運用受託報酬		367,075		298,007
その他営業収益	* 1	72,287	* 1	50,521
営業収益合計		2,664,595		2,228,839
営業費用				
支払手数料	* 1	1,385,229	* 1	1,152,015
広告宣伝費		30,676		30,643
公告費		2,142		2,950
調査費		76,902		56,930
委託調査費	* 1	81,219	* 1	53,817
委託計算費		93,417		76,470
通信費		5,406		8,264
印刷費		21,163		17,404
協会費		2,269		2,138
営業費用合計		1,698,426		1,400,636
一般管理費				
役員報酬		25,440		19,360
給料・手当		262,601		186,005
賞与		115,460		119,989
交際費		4,059		2,312
旅費交通費		24,564		14,854
福利厚生費		54,214		33,883
人材募集費		2,211		6,560
業務関連委託費用		45,683		64,167
器具備品費		2,968		1,829
租税公課		4,354		3,700
不動産賃借料		70,563		53,070
固定資産減価償却費		13,748		11,724
退職給付費用		22,669		24,027
役員退職慰労引当金繰入額		1,920		1,440
諸経費		47,546		32,294
一般管理費合計		698,006		575,220
営業利益		268,162		252,982

営業外収益		
受取利息	32	24
法人税等還付加算金	-	3
雑収入	459	524
営業外収益合計	491	551
営業外費用		
為替差損	2,367	8,269
営業外費用合計	2,367	8,269
経常利益	266,286	245,265
特別損失		
特別退職金支出額	12,176	597
事務処理損失	7,716	-
固定資産除却損	* 2 40	-
特別損失合計	* 2 19,933	597
税引前当期純利益	246,352	244,667
法人税,住民税及び事業税	117,415	145,574
法人税等調整額	14,831	47,140
法人税等合計	102,584	98,434
当期純利益	143,768	146,233

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	当事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	250,000	250,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	250,000	250,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	3,587	3,587
当期変動額		
剰余金の配当	-	15,000
当期変動額合計	-	15,000
当期末残高	3,587	18,587
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	40,913	184,681
当期変動額		
剰余金の配当	-	165,000
当期純利益	143,768	146,233
当期変動額合計	143,768	18,766
当期末残高	184,681	165,914
利益剰余金合計		
当期首残高	44,500	188,269
当期変動額		
剰余金の配当	-	150,000
当期純利益	143,768	146,233
当期変動額合計	143,768	3,766
当期末残高	188,269	184,502
株主資本合計		
当期首残高	294,500	438,269
当期変動額		
剰余金の配当	-	150,000
当期純利益	143,768	146,233
当期変動額合計	143,768	3,766

当期末残高	438,269	434,502
純資産合計		
当期首残高	294,500	438,269
当期変動額		
剰余金の配当	-	150,000
当期純利益	143,768	146,233
当期変動額合計	143,768	3,766
当期末残高	438,269	434,502

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

器具備品 3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当期に帰属する額を計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
未収収益	26,737 千円	12,825 千円
未払手数料	73,195	72,781
未払委託調査費	22,303	16,621

*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
器具備品	143,576 千円	149,449 千円

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引に係るものは、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日)
その他営業収益	67,149 千円	45,868 千円
支払手数料	257,059	226,388
委託調査費	81,179	53,795

*2 固定資産除却損の内訳は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日)
器具備品	40 千円	- 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,000	-	-	5,000

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,000	-	-	5,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株あたり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年 6月28日 定時株主総会	普通株式	150,000	30,000	平成25年 3月31日	平成25年 7月17日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

コピー機

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 （平成25年3月31日）	当事業年度 （平成25年12月31日）
1年以内	55,704	18,568
1年超	4,642	-
合計	60,346	18,568

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。

また、未収収益は、親会社及び兄弟会社への債権であり、回収に係るリスクは僅少であると判断しております。

営業債務である未払手数料、未払委託調査費は、1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	419,089	419,089	-
(2)未収委託者報酬	259,738	259,738	-
(3)未収運用受託報酬	85,160	85,160	-
(4)未収収益	28,170	28,170	-
(5)長期差入保証金	55,704	55,704	-
資産計	847,863	847,863	-
(1)未払手数料	159,938	159,938	-
(2)未払委託調査費	22,326	22,326	-
負債計	182,264	182,264	-

当事業年度（平成25年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	462,876	462,876	-
(2)未収委託者報酬	230,469	230,469	-
(3)未収運用受託報酬	123,102	123,102	-
(4)未収収益	14,328	14,328	-
(5)長期差入保証金	55,704	55,704	-
資産計	886,481	886,481	-
(1)未払手数料	167,082	167,082	-
(2)未払委託調査費	16,621	16,621	-
負債計	183,704	183,704	-

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬 (4) 未収収益

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

長期差入保証金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(負債)

(1) 未払手数料 (2) 未払委託調査費

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	419,089	-	-	-
未収委託者報酬	259,738	-	-	-
未収運用受託報酬	85,160	-	-	-
未収収益	28,170	-	-	-
長期差入保証金	-	55,704	-	-
合計	792,159	55,704	-	-

当事業年度（平成25年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	462,876	-	-	-
未収委託者報酬	230,469	-	-	-
未収運用受託報酬	123,102	-	-	-
未収収益	14,328	-	-	-
長期差入保証金	-	55,704	-	-
合計	830,777	55,704	-	-

(有価証券関係)

前事業年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成25年12月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ関係)

前事業年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成25年12月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

退職一時金制度を採用しております。但し、退職給付会計に関する実務指針（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
退職給付債務（千円）	125,629	144,404
退職給付引当金（千円）	125,629	144,404

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日)
退職給付費用（千円）	22,669	24,027

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は、簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。

(ストックオプション関係)

前事業年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成25年12月31日）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
流動の部		
(繰延税金資産)		
一括償却資産償却限度超過	726 千円	353 千円
未払事業税	8,132	6,598
未払費用否認	5,969	9,818
賞与引当金	10,173	48,854
繰延税金資産小計	25,001 千円	65,625 千円
固定の部		
(繰延税金資産)		
退職給付引当金	45,193 千円	51,709 千円
役員退職慰労引当金	3,587	4,134
繰延税金資産小計	48,780	55,844
評価性引当額	3,587	4,134
繰延税金資産合計	45,193 千円	51,709 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
法定実効税率		
(調整)	38.01 %	38.01 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.06	1.75
評価性引当金計上	0.30	0.22
その他	0.27	0.25
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.64 %	40.23 %

(持分法損益等)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）及び当事業年度（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

当社は、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	2,225,232	367,075	72,287	2,664,595

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国	香港	合計
2,592,307	67,149	5,137	2,664,595

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	1,880,310	298,007	50,521	2,228,839

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国	香港	合計
2,178,317	45,868	4,653	2,228,839

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

関連当事者情報

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）	
親会社	Baring Asset Management Ltd.	英国 ロンドン	80,000 千英ポンド	投資運用業	(被所有) 間接100%		兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	67,149	未収収益	26,737
							運用委託契約	*2運用委託	257,059	未払手数料	73,195
									81,179	未払委託調査費	22,303

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）	
親会社	Baring Asset Management Ltd.	英国 ロンドン	80,000 千英ポンド	投資運用業	(被所有) 間接100%		兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	45,868	未収収益	12,825
							運用委託契約	*2運用委託	226,388	未払手数料	72,781
									53,795	未払委託調査費	16,621

(2) 兄弟会社等

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）	
親会社の子会社	Baring Asset Management (Asia) Ltd.	香港	799,963 千香港ドル	投資運用業	なし		兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	5,137	未収収益	1,433
							運用委託契約 事務代行契約の締結	*2運用委託	22,947	未払手数料	6,260
									39	未払委託調査費	22
事務代行契約の締結	*3事務代行手数料の支払	8,392	その他未払金	2,310							
親会社の子会社	Baring Investment Services Limited.	英国 ロンドン	200 英ポンド	サービス会社	なし		役務の受け入れ	*4システムサポートの支払	23,918	その他未払金	4,439

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）	
親会社の子会社	Baring Asset Management (Asia) Ltd.	香港	799,963千香港ドル	投資運用業	なし		兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	4,653	未収収益	1,502
							運用委託契約 事務代行契約の締結	*2運用委託	16,376	未払手数料	5,198
									21	未払委託調査費	6
事務代行契約の締結	*3事務代行手数料の支払	6,453	その他未払金	1,533							
親会社の子会社	Baring Investment Services Limited.	英国 ロンドン	200 英ポンド	サービス会社	なし		役務の受け入れ	*4システムサポートの支払	13,830	その他未払金	4,966

(注) 1. 関連当事者との取引は、すべて海外との取引であるため、消費税等は発生しておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- * (1) 情報提供・コンサルタント業務及び委託業務については、当該会社からの業務委託依頼を受け、その役務提供の割合に応じて計算された金額を受け取っております。
- * (2) 当該会社との運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- * (3) 事務代行手数料の支払については、当該会社より提示された料率および労働費消時間等を基礎として決定しています。
- * (4) システムサポートの支払については、当該会社より提示された料率および労働費消時間等を基礎として決定しています。

2. 親会社に関する注記

Baring Asset Management Ltd. (非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日)
1株当たり純資産額	87,653.81円	86,900.46円
1株当たり当期純利益金額	28,753.61円	29,246.65円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日)
当期純利益金額(千円)	143,768	146,233
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益金額 (千円)	143,768	146,233
期中平均株式数(千株)	5	5

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成25年6月28日付で、決算期を3月31日から12月31日とする定款変更を行いました。これに伴い平成25年度の事業年度は平成25年4月1日から平成25年12月31日までの9ヶ月間となります。

平成26年5月7日付で、社長選任に係る手続きを一部変更するための定款変更を行いました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) 受託会社

名称

野村信託銀行株式会社

資本金の額

平成25年9月末日現在、30,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

a . 名称	b . 資本金の額 (注1)	c . 事業の内容
安藤証券株式会社	2,280百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ばんせい証券株式会社	1,558百万円	
極東証券株式会社	5,251百万円	
豊証券株式会社	2,540百万円	
フィデリティ証券株式会社	5,957百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社 S B I 証券	47,937百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
株式会社筑波銀行	48,868百万円	
株式会社大垣共立銀行	36,166百万円	
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	

(注1) 平成25年9月末日現在。ただし、ばんせい証券株式会社、豊証券株式会社、フィデリティ証券株式会社および岡三証券株式会社の資本金の額は、平成25年3月末日現在。

(3) 投資顧問会社

名称

ベアリング・アセット・マネジメント(アジア)・リミテッド(香港法人)(当ファンドが主として投資するマザーファンドに関する投資顧問会社)

資本金の額

平成26年4月末日現在、799,963,640香港ドル：10,583,518,957円(円換算レートは1香港ドル=13.23円：平成26年4月30日三菱東京U F J銀行公表のT T M)

事業の内容

投資顧問業

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

信託財産の保管・管理・計算、受益権設定にかかる振替機関への通知、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する事務を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドが主として投資するマザーファンドにおいて、委託会社より運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用指図を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッド（香港法人）は、委託会社の親会社であるベアリング・アセット・マネジメント（アジア）ホールディングズ・リミテッドの子会社です。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当特定計算期間において、以下の書類が提出されております。

提出日	書類名
平成25年7月4日	臨時報告書
平成25年10月4日	臨時報告書
平成25年12月20日	有価証券報告書
平成25年12月20日	訂正有価証券届出書
平成26年1月14日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成26年 3月12日

ベアリング投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベアリング投信投資顧問株式会社の平成25年4月1日から平成25年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベアリング投信投資顧問株式会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月2日

ベアリング投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「アジア製造業ファンド（3ヵ月決算型）」の平成25年9月28日から平成26年3月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「アジア製造業ファンド（3ヵ月決算型）」の平成26年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ベアリング投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。